

永代供養墓（合同・合祀）納骨規定

種々の理由により、各家の墓碑を建立し、将来にわたる保持が困難と思われる方は、合同墓に納骨することができます。

納骨を希望される方は、本規定をお読みの上、お申し込み下さい。

規 定

- 1, 授戒をして、仏弟子となって涅槃に迎えられることを趣旨としますので戒名を授与されていない方の納骨はできません。
戒名は当寺より授与することを原則としますが、すでに他寺院より戒名が授与されている場合は、その限りではありません。
但し、戒名授与の経緯によっては一定の布施を納めていただくことや、不適切な戒名は付け直すこともあります。
- 2, 納骨の契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、別に定める納骨料を添えて申し込み下さい。
- 3, 生前に契約するときは、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、別に定める授戒布施（戒名布施）、納骨料を添えて申し込み下さい。
- 4, 契約を解除された時も、納骨料、授戒布施は還付しません。
- 5, 当寺は、申し込み者に対し納骨承諾書と受領書を発行し、合同墓に戒名・俗名・没年月日・行年を刻字し、永代供養墓の過去帳に記入の上、本堂にお祀りし永代に供養します。但し合祀墓の場合は俗名のみを合祀墓に刻字する。戒名・没年月日・行年は過去帳に記入の上、本堂にお祀りし永代に供養します。また、毎年春彼岸会には合同供養を行ないます。
生前契約の場合は戒名二字と俗名は朱文字にして刻字します。
生前契約者他界の後、納骨時に朱文字を消し、没年月日・行年を刻字し、過去帳に記入の上、本堂にお祀りし永代に供養します。
- 6, 合同墓の場合、遺骨は骨壺のまま所定のカロートに納めますが、年数が経過したり、ひび割れがある場合は専用の納骨袋に入れ替え納骨します。
三十三回忌を経過した遺骨は、同カロート内の土中に埋蔵します。
合祀墓は納骨時に合祀します。合祀後の遺骨の改葬・分骨には応じられません。
- 7, 三十三回忌を経過した遺骨の改葬・分骨には応じられません。
- 8, 契約者の仏事法要は当寺が執行します。
- 9, 管理費・会費・寄付などは徴収致しません。（任意）
- 10, 動物の焼骨などは納骨できません。
- 11, 本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺住職の判断とします。

定（平成20年現在）

合同墓納骨料（永代供養・墓誌刻字代を含む）一霊	30万円
合祀墓納骨料（永代供養・墓誌刻字代を含む）一霊	15万円
戒名授与布施（生前戒名時の布施）信士・信女	10万円

（居士大姉・院号などの上位戒名希望の方はご相談下さい）

※当寺の戒名を受けられない場合は納骨料に10万円加算して下さい。

本規定、及び定めの変更は、当寺責任役員会の決議によって行なわれます。

普賢山龍照寺